

VII 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 課税所得の範囲の変更等の特例 (法10の3④、法令14の11⑦、改正法附則23)</p>	<p>○ 外国法人(過去に恒久的施設を有していた外国法人に限ります。)が適格合併等により恒久的施設を有することとなった場合には、その外国法人が過去に有していた恒久的施設に係る欠損金の繰越控除の適用等を認めない旨が明確化されました。</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人が平28.4.1以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用されます。</p>
<p>(2) 外国税額の控除 (法令141の2、155の27の2)</p> <p>(法令141の3①、155の27の3①)</p> <p>(法69④八、旧法令145の6①)</p>	<p>○ 国外所得金額の計算について、次のとおり規定が明確化されました。</p> <p>イ 国外所得金額(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額とその他の国外源泉所得に係る所得の金額の合計額)が零を下回る場合には、零である旨</p> <p>ロ 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額が零を下回る場合には、その下回る金額である旨</p> <p>○ 国外源泉所得である国外で業務を行う者に対する貸付金の利子の範囲について、短期売掛債権に係る利子を除外しないこととされました。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>(3) 国外関係者との取引に係る課税の特例等 (措法66の4⑥～⑫、66の4の3④～⑦⑭、67の18③～⑥⑬、68の88⑥～⑫、68の107の2③～⑥⑬、措令39の12⑩⑫、39の12の3②、39の33の4①、39の112⑩⑪、39の126の4①、措規22の10、22の10の3、22の19の4、22の74、22の83、改正法附則1六八、98①～④、103、121、126)</p> <p>(措法66の4の4、措令39の12の4、措規22の10の4、改正法附則98⑤、改正措令附則23)</p>	<p>○ 移転価格税制等に係る文書化制度について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)</p> <p>国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類を確定申告書の提出期限までに作成・取得し、原則として、7年間保存しなければならないこととする(同時文書化義務)等の所要の措置が講じられました。</p> <p>なお、法人がその事業年度の前事業年度等において一の国外関係者との間で行った国外関連取引の取引金額が50億円未満である場合等には、その法人がその事業年度においてその一の国外関係者との間で行った国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、上記の同時文書化義務を免除することとされました。</p> <p>また、外国法人の内部取引に係る課税の特例、内国法人の国外所得金額の計算の特例、連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に係る文書化制度についても、上記と同様の措置が講じられています。</p> <p>ロ 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p> <p>特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又はその構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、その特定多国籍企業グループの国別報告事項(構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他一定の事項)を、各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、特定電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により、税務署長に提供しなければならないこととする(注)等の措置が講じられました。</p> <p>(注) 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人(最終親会社等又は代理親会社等に該当するものを除きます。)又はその構成会社等である恒久的施設を有する外国法人については、最終親会社等(代理親会社等を指定した場合には、代理親会社等)の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当す</p>	<p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法66の4の5、措規22の10の5、改正法附則98⑥)</p>	<p>る情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められる一定の場合に限ります。</p> <p>ハ 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項(マスターファイル)の提供 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又はその構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、その特定多国籍企業グループの事業概況報告事項(組織構造、事業の概要、財務状況その他一定の事項)を、各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、特定電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により、税務署長に提供しなければならないこととする等の措置が講じられました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する最終親会計年度に係る事業概況報告事項について適用されます。</p>
<p>(4) 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(措法66の6③、68の90③、措令39の17⑤⑥⑬、39の117⑤⑥⑬、改正法附則99、122)</p> <p>(措令39の18①、39の118①、改正措令附則24、35)</p>	<p>○ 外国子会社合算税制について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 適用除外基準の適用方法について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 特定保険外国子会社等(一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で保険業法第219条第1項に規定する引受社員に該当するものをいいます。以下同じです。)の実体基準又は管理支配基準の判定について、その特定保険外国子会社等に係る特定保険協議者(その特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う等の一定の要件を満たす特定外国子会社等をいいます。以下同じです。)がその本店所在地国において実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、その特定保険外国子会社等は実体基準又は管理支配基準を満たすものとされました。</p> <p>(ロ) 保険業を主たる事業とする特定外国子会社等である特定保険協議者の非関連者基準の判定について、その特定保険協議者とその特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされました。</p> <p>ロ 特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国法人税の額の控除を行う場合における調整適用対象金額の計算について、調整適用対象金額の計算上加算することとされる特定外国子会社等が子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす法人をいいます。)から受ける配当等の額等はその特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の課税標準に含まれるものに限ることとされました。</p>	<p>特定外国子会社等の平28.4.1以後に開始する事業年度の適用対象金額について適用され、同日前に開始した事業年度の適用対象金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>特定外国子会社等の平28.4.1以後に開始する事業年度の調整適用対象金額について適用され、同日前に開始した事業年度の調整適用対象金額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 日台民間租税取決めに規定された内容の実施に係る国内法の整備(外国居住者等所得相互免除法7、改正法附則1五ロ、56④)</p>	<p>○ 外国(政令で台湾が指定される予定です。以下同じです。)との相互主義に基づき、その外国との間の二重課税の排除等をするため、次のとおり国内法の整備が行われました。</p> <p>イ 外国居住者等の所得に対する所得税又は法人税の非課税等</p> <p>(イ) 事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税 外国居住者等(外国に住所を有する個人、その外国に本店等を有する法人又はこれらに準ずる者で、一定のもの(その外国の権限のある機関を含みます。)をいいます。以下同じです。)が有する事業から生ずる所得のうち国内事業所等に帰せられないもの等について、所得税又は法人税が非課税とされました。</p>	<p>適用開始日(注)以後に外国居住者等が支払を受けるべき対象事業所得又は対象事業所得に係る適用事業年度(適用開始日(注)以後に開始する事業年度をいいます。以下同じです。)</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(外国居住者等所得相互免除法15①⑱⑳～㉔、改正法附則1五口、56⑬⑭)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法15②㉑㉒～㉔、改正法附則1五口、56⑬⑭)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法19、改正法附則1五口、56⑲)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法14、改正法附則1五口、56①)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法32、改正法附則1五口)</p>	<p>(ロ) 配当等に対する所得税又は法人税の軽減又は非課税</p> <p>A 外国居住者等が支払を受ける一定の配当、利子又は使用料（以下「対象配当等」といい、次のBの措置の適用がある一定の利子を除きます。）について、所得税又は法人税の税額をその対象配当等の10%相当額に軽減することとされました。</p> <p>B 外国の権限のある機関等が支払を受ける一定の利子又は外国居住者等（外国の権限のある機関等を除きます。）が支払を受ける一定の利子（一定の金融機関によって保証された債務に係る債権等に係るものに限ります。）について、所得税又は法人税が非課税とされました。</p> <p>(注) 上記の措置は、対象配当等の支払を受ける外国居住者等の国内事業所等に帰せられるもの及び対象配当等の額が独立企業間価格を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する部分については、適用されません。</p> <p>(ハ) 資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税 外国居住者等が有する資産の譲渡により生ずる所得（恒久的施設帰属所得又は国内資産譲渡所得のうち一定のもの及び工業所有権等の譲渡所得に限ります。）について、所得税又は法人税が非課税とされました。</p> <p>ロ 外国における移転価格課税に係る対応的調整 内国法人等がその外国関連者との間で行う取引の価格が独立企業間価格と異なることによりその内国法人等の所得が過大となる場合において、一定の事実につき国税庁長官の確認を受けたときは、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなして課税所得を計算することとされました。</p> <p>ハ 国税庁長官の確認があった場合の更正の請求の特例 確定申告書の提出をした者等は、上記イ及びロの措置の適用等により課税標準等又は税額等の内容が異なることとなった場合において、一定の事実につき国税庁長官の確認があったときは、その確認の日の翌日から起算して2月以内に、更正の請求をすることができることとされました。</p> <p>ニ その他、所要の措置が講じられました。</p> <p>(注) イからニまでの措置の適用及び実施に関し必要な事項は政省令で定められる予定です。</p>	<p>分の法人税について適用されます。</p> <p>(注) 適用開始日とは、平28.3.31から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の属する年の翌年1月1日（その政令で定める日が平29.1.1である場合には、同日）をいいます。以下同じです。</p> <p>適用開始日以後に外国居住者等が支払を受けるべき対象配当等又は対象配当等に係る適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>適用開始日以後に外国居住者等が支払を受けるべき利子又は利子に係る適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>適用開始日以後に外国居住者等が支払を受けるべき対象資産譲渡所得又は対象資産譲渡所得に係る適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同 上</p>